

# 大阪母子医療センター社会貢献型自動販売機 出店事業者選定委員会設置要綱

## (目的)

第1条 自動販売機出店事業者選定委員会（以下「委員会」という。）は、大阪府母子寡婦福祉連合会（以下「連合会」という。）が大阪母子医療センターの敷地内に設置する社会貢献型自動販売機を設置し運営する事業者を選定するにあたり、応募事業者から提出された企画提案書などの審査を行い、自動販売機の設置場所ごとに業者を選定することを目的とする。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を所掌する。

- (1) 企画提案書を審査するための評価項目及び評価基準の審査
- (2) 自動販売機の設置場所ごとの業者選定

## (組織)

第3条 委員会は次に掲げる者のうちから、理事長が任命する委員をもって構成する。

- |            |    |
|------------|----|
| (1) 理事長    | 1名 |
| (2) 業務執行理事 | 2名 |
| (3) 顧問弁護士  | 1名 |

## (委員)

第4条 委員会に委員長を1名置く。

- 2 委員長は理事の職にある者とする。
- 3 委員長は、会務を総括する。

## (委員会)

第5条 委員会は委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員（委員長を含む。以下同じ。）全員が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議決は、原則として委員全員の同意によって決する。委員全員の同意が得られないときは、委員長の決するところによる。

## (秘密の保持)

第6条 委員会に出席した者は、委員会の内容及び職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局において行う。

## (補則)

第8条 この要綱に定めるほか、必要な事項は委員会が別途定める。

附則 この要綱は、平成30年 2月 1日から施行する。